



# 鳥取県公報

平成 27 年 12 月 25 日(金)  
第 8 7 6 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (827) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の廃止の届出 (828) (〃) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (829) (〃) . . . . . 2
	大規模小売店舗に係る変更事項の届出 (3件) (830~832) (企業支援課) . . . . . 3
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (833) (〃) . . . . . 5
	県道の路線の認定 (834) (道路企画課) . . . . . 6
	県道の路線の廃止 (835) (〃) . . . . . 6
	県道の区域の決定 (836) (〃) . . . . . 6
	県道の供用の開始 (837) (〃) . . . . . 6
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (838) (治山砂防課) . . . . . 7
	指定障害児通所支援事業者の指定 (839) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 7
◇ 教委告示	公の施設の指定管理者の指定 (37) (社会教育課) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第827号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	複合型サービス照陽の家	米子市角盤町三丁目124-3	看護小規模多機能型居宅介護	平成27年11月2日

## 鳥取県告示第828号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業又は介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	小規模多機能型居宅介護事業所照陽の家	米子市角盤町三丁目124-3	小規模多機能型居宅介護	平成25年6月30日
こおげ建設株式会社	八頭郡八頭町宮谷200-2	ケアサービス鳥取	鳥取市徳尾189-1	福祉用具貸与	平成27年9月30日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
有限会社ケアサービス米子	米子市両三柳267	小規模多機能型居宅介護事業所照陽の家	米子市角盤町三丁目124-3	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25年6月30日
こおげ建設株式会社	八頭郡八頭町宮谷200-2	ケアサービス鳥取	鳥取市徳尾189-1	介護予防福祉用具貸与	平成27年9月30日

## 鳥取県告示第829号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の

規定に基づき、指定介護機関から、主たる事務所の所在地、居宅介護事業所の名称若しくは所在地又は介護予防事業所の名称若しくは所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
株式会社わこう 介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	わこうデイサービス河崎	米子市河崎1740-10	通所介護	平成27年8月11日
〃	〃	わこうデイサービス末広	米子市末広町227	〃	〃
株式会社鳥取介護サービス	鳥取市古海707-1	株式会社鳥取介護サービス	鳥取市古海707-1	訪問介護	平成27年11月1日
有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目140-3	アイ・プラス薬局松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	居宅療養管理指導	〃

#### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
株式会社鳥取介護サービス	鳥取市古海707-1	株式会社鳥取介護サービス	鳥取市古海707-1	介護予防訪問介護	平成27年11月1日
有限会社すずき薬局	鳥取市松並町一丁目140-3	アイ・プラス薬局松並店	鳥取市松並町一丁目140-3	介護予防居宅療養管理指導	〃

#### 鳥取県告示第830号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取A P I 鳥取市叶303-1ほか

#### 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

いなば商事株式会社 鳥取市叶306

#### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

次のとおりとする。

#### 4 変更年月日

平成27年11月1日

#### 5 届出年月日

平成27年12月9日

#### 6 縦覧に供する期間

平成27年12月25日から4月間

#### 7 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、6 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を 7 の場所で縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第 831 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 大規模小売店舗の名称

①丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店、②丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店

## 2 大規模小売店舗の所在地

①東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 789-1 ほか、②西伯郡南部町阿賀 226-1

## 3 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所

株式会社丸合 米子市東福原六丁目 12-40

J A 三井リース建物株式会社 東京都品川区東五反田二丁目 10-2

## 4 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁 米子市東福原六丁目 12-40

株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 鳥根県松江市乃白町 2061

東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町 6-28

変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁 米子市東福原六丁目 12-40

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県  
広島市中区八丁堀 11-8

東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町 6-28

## 5 変更年月日

平成 27 年 8 月 16 日

## 6 届出年月日

平成 27 年 12 月 14 日

## 7 縦覧に供する期間

平成 27 年 12 月 25 日から 4 月間

## 8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課並びに大規模小売店舗の所在地を所管する総合事務所地域振興局及び町役場

## 9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、7 の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第 832 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、その概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成 27 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアウェルネス角盤店・a uショップ米子 米子市角盤町三丁目84ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 広島県広島市中区八丁堀11-8  
西日本モバイル株式会社 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 島根県松江市乃白町2061  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1  
変更後 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県  
広島市中区八丁堀11-8  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1
- 4 変更年月日  
平成27年8月16日
- 5 届出年月日  
平成27年12月14日
- 6 縦覧に供する期間  
平成25年12月25日から4月間
- 7 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第833号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアウェルネス角盤店・a uショップ米子 米子市角盤町三丁目84ほか
- 2 承継された店舗面積  
店舗面積の合計1,138平方メートルのうちウェルネス棟に係る1,007平方メートル
- 3 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
承継前 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役 村上 正一 島根県松江市乃白町2061  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1  
承継後 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県  
島市中区八丁堀11-8  
西日本モバイル株式会社 代表取締役 三枝 達実 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1-1
- 4 承継があった年月日  
平成27年8月16日
- 5 届出年月日  
平成27年12月14日
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類

## 7 縦覧に供する期間

平成27年12月25日から4月間

## 8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

## 鳥取県告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
247	卯垣正蓮寺線	鳥取市卯垣	鳥取市正蓮寺	

## 鳥取県告示第835号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
247	奥谷正蓮寺線	鳥取市国府町奥谷	鳥取市正蓮寺	

## 鳥取県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
卯垣正蓮寺線	鳥取市国府町分上四丁目401-1地先から同市正蓮寺字大政274地先まで	12.0~60.6	2,849.0
	鳥取市桜谷字平田252-4地先から同字247地先まで	15.8~30.0	200.0

## 鳥取県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成27年12月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日

卯垣正蓮寺線	鳥取市国府町分上四丁目401-1地先から同市正蓮寺字大政 274地先まで	平成27年12月25日
	鳥取市桜谷字平田252-4地先から同字247地先まで	〃

**鳥取県告示第838号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

中砂見地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市中砂見字高津215-1	1号
鳥取市中砂見字下林ノ巻1128	2号及び3号
鳥取市中砂見字下夕林1146	4号
鳥取市中砂見字赤田252-1	5号
鳥取市中砂見字赤田251-1	6号
鳥取市中砂見字赤田252-2	7号
鳥取市中砂見字高津220-2	8号
鳥取市中砂見字高津221	9号

**鳥取県告示第839号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月25日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
NPO法人いるか	米子市淀江町西原1336-28	NPO法人いるか	米子市淀江町西原1336-28	平成27年12月17日	児童発達支援、放課後等デイサービス

**教 育 委 員 会 告 示****鳥取県教育委員会告示第37号**

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年12月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間

鳥取県立大山青年の家	公益財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 野村 勇二 鳥取市源太12	平成28年4月1日から 平成31年3月31日まで
鳥取県立船上山少年自然の家	TKSS・富士総合警備保障共同企業体 代表者 株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫 米子市米原八丁目11-49 富士総合警備保障株式会社 代表取締役 谷口 道明 鳥取市商栄町405-1	〃